

酒類業者等に対する震災復興支援策

酒類の安全性確保

- 国内全ての酒類製造者に対して、放射能汚染防止のための技術情報を提供
- 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水について、放射性物質に関する調査を実施

輸出証明書の発行

- 我が国からの輸出用酒類について、証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行

免許手続等の特例

- 特例として、以下の手続等について、弾力的取扱いを措置
 - ・被災した酒類製造場等に係る免許等の手続
 - ・被災酒類に係る酒税相当額の還付手続

酒税の軽減

- 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた中小酒類製造者について、酒税の軽減割合を拡充（20%軽減 ⇒ 25%軽減）
 - 対象者：清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法 87 条）の適用を受けている中小酒類製造者のうち、酒類の製造場について甚大な被害を受けた者（前年度の課税移出数量が 1,300 kℓ以下）
 - ※ 甚大な被害を受けたことについて国税庁長官が確認
 - 対象酒類：清酒等に係る酒税の税率の特例の対象酒類
 - 適用範囲：当年度の課税移出数量の 200 kℓまで
 - 適用期限：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（6.25%）
（軽減割合）平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（5%）

復興支援研修会の開催

- 中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催

中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援

- 中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施
- 各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応